

静岡地方最低賃金審議会
第1回 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月8日（水）午後2時00分から午後4時45分まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室2		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 部会長・同代理の選出 2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 3 特定最低賃金の改正決定について 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開 ・非公開		
	1 部会長・同代理の選出 部会長（柳川委員）と同代理（丹羽委員）を選出。 2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 全会一致で、専門部会運営規程を承認、第2回目以降の専門部会は、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開すること、となった。 事務局から、本年9月19日開催の第399回本審において、 特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用すること 審議日程について、専門部会での審議は配付資料4のとおり行うこと 専門部会の廃止について、本部会結審し答申が得られた後、関係労使から異議申出がなければそれぞれの異議申出期間の満了をもって、また、異議申し出があった場合でも11月10日の審議結果をもって廃止となること が、決議されていることを説明したほか、 発効日について、例年、静岡では、各特定最低賃金の発効日が複数となることによる混乱を避けるため、各特定最低賃金とも発効日を統一することとし、また、各年度の審議日程と企業の給料計算上の問題が生じにくい日を考慮して、統一した発効日は12月21日とすることを本審で決定することが多くあったが、今年度はこの取り扱いはしていないため、本専門部会では、金額だけでなく、効力発生日についても審議・決定していただく必要があることを説明した。		

3 特定最低賃金の改正決定について

事務局から配付資料について説明。

労使双方が基本的な考え方について発言した後、専門部会を一時休会として、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。

公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った後、部会を再開したが、意見の一一致に至らなかった。

労働者代表委員の主な意見

- ・ 賃金実態を踏まえながら、鉄鋼、非鉄金属製造業が持続的な発展をしていくよう、人手不足を補うためにも、引上げに向けて建設的な審議をしていきたい。
- ・ 昨年度は全会一致で45円引上げという結果を得ることができた。鉄鋼、非鉄は過去から労使のイニシアチブにより建設的な審議をさせていただいている産別だと思っている。県内のみならず日本の基幹産業と言われているこの産業を、どのように製造業の中でも魅力をあげていくのかといったところが、重要な審議の論点になると思っている。
- ・ 県内で働いている他の産業の人たちや県外からも、静岡県のこの産業で働きたいと思われるよう、どのように人を呼び寄せることができるかという観点から労使で協議したい。
- ・ 金額を考慮する上では、毎年のことになるが、地域別最低賃金との優位性、隣県との格差、他産別との格差・位置づけが重要なポイントとなると思っている。この産業は中小企業・小規模事業者が多いため、当県ではこの特定最低賃金は大きなポイントとなる。
- ・ 静岡県は最低賃金発祥の地。丁寧な議論を進め、今年も全会一致を目指したい。当産業の今後のことにも踏まえ、これからにもつながる審議をしていきたい。
- ・ 最低賃金近傍の方は、パートタイムの方が多いと思うが、鉄鋼・非鉄のパートタイム労働者の毎月勤労統計調査の7月の結果、所定内賃金を所定内労働時間で割って時間額を出した場合、鉄鋼が1,330円、非鉄が1,385円と比較的高い数字になっている。これは、平均値なので、この金額に上げようというわけではないが、こういう高い水準が実態で、こういう高い金額でないとこの産業として人が入ってこないと思われる。やはり、最低賃金の一番低いところをしっかり上げて、この産業に人が入ってくるようにしたいと考えている。
- ・ 隣県格差のうち愛知の地域別最低賃金額1,140円を意識し、83円引上げ、1,140円を提示したい。愛知県でどこで働いてももらえる金額というのは、一つの指標としてあると思う。

使用者側代表委員の主な意見

- ・ 労使ともに考え方は一致している。目安がある地域別最低賃金と違って、特定最低賃金は、労使でイニシアチブをとって、全会一致以外に、公益委員の手を煩わせる審議とならないよう進めたいと思っている。

- ・ 今、日本経済は未来が読めない。鉄鋼は 50%の米国関税をかけるといわれているが、運用の段階でどうなるかわからない、また、原材料を中国などアジアからの供給を受けているが、今後、鉄鉱石などの素材自体が入ってくるのか、不透明な状況。資料から読み取れる過去の指標だけでなく、これからを考えると使用者は不安で仕方ない。
- ・ こういった状況の中で労使の一番重要な賃金部分を決めていくことになる。特定最低賃金は地域の産業の魅力を高めるためにあるものであり、慎重に上げていく必要がある。特定最低賃金は地域別最低賃金を上回らなければならないが、地域別最低賃金がこれだけ急上昇していて、地域別最低賃金の水準がこれくらい高ければ、最低賃金額としては地域別最低賃金の金額で十分だという思いはあるが、鉄鋼・非鉄とはん用の産別については、働いている方が誇りをもって働く現場となるよう、プラスアルファが必要なのかなとも思っている。
- ・ 現在、鉄鋼とはん用は特定最低賃金上分かれているが、はん用機械器具や輸送用機械器具の材料は鉄鋼・非鉄であり、これがなかったら作れないということでは、一体だと思っている。考え方としては、今、静岡で残っている 2 産別は、大括りとして、しっかり考えていかなければならぬと思う。これら大事な基幹産業と一緒にとの認識で考えたい。
- ・ 鉄鋼は US スチールの例にあるように、労使が対決したり協力し合ったり、特殊な業種であると認識している。中小・小規模事業者も多く、組合組織率も低い。価格転嫁も進んでおらず、なかなか思い切って上げられないが、論理的な議論をしていきたい。
- ・ 県発表の鉄鋼の春季賃上げ要求妥結確報では引上げ率が 2.87% であるため、30 円引上げを主張したいところだが、これでは地域別最低賃金の 1,097 円にも届かない。これを言つては始まらないので、当然この金額以上は提示させてもらうものの、今年度の地域別最低賃金の引上げ額 63 円以内で納めたい。使側は今後 3 段階で金額提示することを考えているが、全会一致で思っているので、御理解をいただきたい。
- ・ 静岡県経営者協会で取りまとめた今年の春季労使交渉の妥結結果、100 人未満の賃上げ率 4.15% を基に、44 円引上げ、1,101 円を提示したい。鉄鋼は、市況が揺れている、販路の見通しが不透明という中で、大幅な引き上げは中小にとって影響が大きい。企業は生産効率を上げたり、付加価値をつけたり多方面で努力をしているものの、成果ができるには時間もかかるし、負担もかかる。また、賃上げの必要性も共通認識として持っているものの、状況が厳しいため、ぜひ理解してほしい。

4 その他 特になし